

○国土交通省告示第二百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第二項第二号の規定に基づき、壁等の構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

壁等の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五に規定する技術的基準に適合する壁等の構造方法は、次に定めるものとする。

第一 この告示は、三階建て以下の建築物（倉庫その他の物品（不燃性の物品を除く。）を保管する用途に供する建築物を除く。）で、屋根の仕上げを不燃材料としたものについて適用する。

第二 壁等を構成する建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとすること。

一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であること。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕

上材料の厚さを含むものとする。

- (1) 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。）
、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル未満のものを除く。）で厚さが八十五ミリメートル以上のもの
- (2) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- (3) 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三・五センチメートル以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
- (4) 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが五センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
- (5) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面を、強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたもの）に限る。

）を三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のもので覆ったもの
ロ 防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものとする。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号ロ(2)の防火設備からの水平距離を火災継続予測時間が九十分間以下の場合の数値とした場合において、防火設備の両面が同号ロ(2)に該当する場合 次の(i)から(iii)までに適合するものであること。

(i) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第一号イ(2)に規定する特定防火設備又は骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸（次の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(一) 周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられていること。

(二) 防火設備が枠と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられていること。

(ii) 令第百十二条第十四項第一号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障の

ない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。

- (iii) ラッチその他の開放防止機構を設けること。ただし、ドアクロージャーの閉鎖力が、次の式によって計算した数値以上である場合には、この限りではない。

$$F = \frac{\Delta PHdBd}{2}$$

この式において、F、 ΔP 、Hd及びBdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

F ドアクロージャーの閉鎖力（単位 ニュートン）

ΔP 通常の火災時において防火設備に加わる平均圧力として建築物の階に応じて次の表に定める数値（単位 一平方メートルにつきニュートン）

		一階
地階を除く階数が三の建築物	三十	二階
地階を除く階数が二の建築物	二十五	三階
	二十	五十

Hd 床から防火設備の上端までの高さ（単位 メートル）

Bd 防火設備の幅（単位 メートル）

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸（(1)(i)の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(ii) (1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

二 間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 次のイからニまでに適合するものであること。

イ 間仕切壁は、次の(1)から(3)までのいずれか（耐力壁にあつては(1)に限る。）に該当する構造であること。

(1) 前号イに定める構造

(2) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を、ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十ミリメートル以上のもので覆ったもの

(3) 軽量気泡コンクリートパネルで、厚さが七十五ミリメートル以上のもの

ロ 柱は、耐火構造（令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間又は三時間加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）であること。

ハ はりは、耐火構造（令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が二時間又は三時間加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）であること。

ニ 防火設備は、前号口に適合するものであること。

三 令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（開口部（床の開口部を除く。）に防火設備を設けたものに限る。）を構成する壁等により区画する場合 次のイからヌまでに適合し、かつ、壁等を構成する建築物の部分の接合部を防火上支障がない構造とすること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、第一号イに定める構造であること。

ロ 非耐力壁である間仕切壁は、耐火構造であること。

ハ 外壁は、第一号イに定める構造であること。

ニ 柱は、前号口に定める構造であること。

ホ 床（最下階の床を除く。）は、第一号イに定める構造（間仕切壁によって壁等で区画された部分（壁等により構成される室の部分を除く。第三において同じ。）と防火上有効に遮られている床にあつては、耐火構造）であること。

ヘ 最下階の床は、不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号に定めるものに限る。第三において同じ。）で造られたもの又は耐火構造であること。

ト はりは、前号ハに定める構造であること。

チ 屋根は、耐火構造であること。

リ 間仕切壁の開口部に設ける防火設備は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に

定めるものとする。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号第二号ロ(2)に該当する場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 特定防火設備であること。

(ii) 第一号ロ(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 次の(一)又は(二)に適合するものであること。

(一) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが二十四ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板を張ったもの（第一号ロ(1)(i)の(一)及び(二)に適合するものに限る。）であること。

(二) 第一号ロ(2)(i)に適合するものであること。

(ii) 第一号ロ(1)の(ii)及び(iii)に適合するものであること。

又 外壁の開口部に設ける防火設備は、特定防火設備であること。

第三 第二第三号に掲げる場合には、壁等で区画された部分の一方と壁等により構成される室の部分の床面積の合計がそれぞれ三千平方メートルを超えず、かつ、壁等の室内の建築物の部分（壁等を構成する建築物の部分を除く。第四において同じ。）（延焼防止上支障のない建築設備を除く。）が不燃材料で造られたもの又は耐火構造（被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。以下第三

において同じ。) (構造耐力上主要な部分である壁、柱及びはりにあつては耐火構造) であること。
第四 壁等が、壁等以外の建築物の部分 (第二第三号に掲げる場合には、壁等の室内の建築物の部分を除く。) とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法 (延焼防止上支障がないものに限る。) のみで接するものであること。

第五 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものであること。

- 一 第二第一号又は第二号に掲げる場合 壁等の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面から二メートル以上突出させること。ただし、壁等を設けた部分の外壁又は屋根が、壁等を含み、耐火構造 (壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合その他延焼防止上支障がある場合には、第二第一号イに定める構造。以下「耐火構造等」という。) 又は耐火構造の別に応じて次の表に掲げる式によつて計算した幅にわたつてこれらの構造 (耐火構造の場合最下階を除く。) である場合 (次のイ及びロに該当する場合に限る。) においては、その部分については、この限りでない。

イ 外壁にあつては、屋外側の仕上げが不燃材料 (耐火構造の部分にあつては準不燃材料) であり、開口部に特定防火設備 (耐火構造の部分にあつては建築基準法 (以下「法」という。) 第二号第九号の二ロに規定する防火設備) が設けられていること。

ロ 耐火構造等の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

耐火構造等又は防火構造の別	幅 (単位 メートル)
耐火構造等	4.6 (1-L) (3を超える場合3)
防火構造	10 (1-0.5L) (6.5を超える場合6.5)
この表において、Lは壁等の両端又は上端を建築物の外壁面又は屋根面から突出させる幅 (単位 メートル) を表すものとする。	

二 第二第三号に掲げる場合 次のイからニまでに適合するものであること。

イ 外壁が、壁等を構成する外壁の全てを含み幅三メートル以上にわたって耐火構造であること。

ロ 外壁 (最下階を除く。) 及び屋根が、壁等を構成する外壁及び屋根の全てを含みそれぞれ幅

六・五メートル以上にわたって防火構造であること。

ハ 外壁 (イ及びロに適合する耐火構造又は防火構造の部分に限る。) の屋外側の仕上げが不燃材料 (防火構造の部分にあつては準不燃材料) でされ、開口部に特定防火設備 (防火構造の部分にあつては法第二条第九号の二に規定する防火設備) が設けられていること。

ニ イに適合する耐火構造の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられて

いないこと。

第六 壁等で区画された部分の外壁面が壁等で区画された他の部分の外壁面となす角度が九十度以上であること。この場合において、百三十五度以内の角度をなす外壁面が交差する部分からそれぞれ幅十メートル以内のこれらの外壁面に、壁等で区画された部分と壁等で区画された他の部分の外壁面（第二第三号に掲げる場合には、壁等を構成する外壁面を除く。）がある場合においては、次の各号に適合するものであること。

一 当該百三十五度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、耐火構造である部分（屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が五メートル以上であること。

二 当該百三十五度以内の角度をなす外壁面を有する外壁のうち、防火構造である部分（屋外側の仕上げが準不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられている部分に限る。）以外の部分相互の水平距離が十メートル以上であること。

第七 建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分（以下「低い部分」という。）に設ける場合においては、当該壁等からの水平距離が五メートル以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が七メートル以下である建築物の高い部分（以下「高い部分」という。）の外壁（低い部分に面する部分に限る。）が耐火構造であり、かつ、屋外側の仕上げが不燃材料

でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられていること。ただし、低い部分（当該壁等で区画された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。）の屋根で、高い部分からの水平距離が五メートル以下である部分が耐火構造であり、かつ、この部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

第八 令第一百二十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。